

# 仕 様 書

業務名：博物館特別展に伴う与論グスク模型製作委託業務

期 間：令和元年契約締結日～令和元年 11 月 11 日（月）

第 1 条 本仕様書は、博物館特別展に伴う与論グスク模型製作委託業務（以下、「委託業務」という。）に関して必要とする事項を定めたものである。

第 2 条 受託者は本仕様書・業務委託契約書及び関連法規に基づいて作業を行わなければならない。

## 第 3 条 業務内容

本業務は、15 世紀頃の与論グスクとその周辺（1/700）を、当時の地形・グスクの石積み、平場、出入口、導入路などの縄張り等を復元し、模型製作を行うものとする。模型製作に当たっては、以下の点に留意し、作業を行うこと。

- （1）館担当職員と密接な打ち合わせを行い、製作模型の品質管理に努めること。
- （2）模型製作の準備作業として、博物館の所有する史料を 2 次元図面として取りまとめること。
- （3）模型製作の着手・中間段階に置いて、博物館の指定する有識者を含め、打合せ協議を行うこと。
- （4）模型製作にあたっては与論グスクの石積み遺構等を現地にて詳細な基礎調査（簡易実測、残存部確認及び記録、古写真等の収集作業）を行い、その成果を製作作業に反映させる。
- （5）制作の各工程における記録写真の撮影及び記録簿の作成をすること。

## 第 4 条 専任技術者の専任

業務の遂行に当たって、受託者は琉球列島の文化財に精通し、かつ模型製作に実績のある主任技術者を選任しなければならない。主任技術者の要件としては以下の通りとする。

- （1）学芸員（考古または歴史）の資格を有する者。
- （2）過去 2 年間に於いて模型製作に関わる業務で主任技術者を経験した者。
- （3）沖縄県内に常駐する者。

## 第 5 条 史料の解析と模型設計用 2 次元図面作成

博物館から提供した資料を精査し、15 世紀の与論グスク周辺の地形・地物復元に際して CAD 等のドローイングソフトを使用して、模型設計用 2 次元図面作成する。作成する図面は以下の通りとする。

- (1) 与論グスクの周辺地形図 (1/700 以下)
- (2) 与論グスクの 1/700 模型作成のための詳細立面・平面図面 (縮尺は協議の上、決定する。)

## 第6条 模型の制作

模型作製は、以下の仕様要件に基づき行うものとする。

### (1) 模型の主な仕様

数 量：1 台

模型形状：スムーズ型立体模型

標高強調：あり (協議の上、決定する。)

縮 尺：与論グスク模型 1/700：与論グスクの形状・詳細地形を再現する。各部名称の立札を製作する。

サ イ ズ：与論グスク模型 幅 80cm×奥行 70cm×高さ 15cm (高さは協議が必要。)

模型素材：硬質発泡ウレタン

造形方法：地 形 NC 切削等、硬質発泡ウレタン削り出し  
建物等 手作業による切削。

表面仕上：着色。地質のテクスチャー再現。浅海部は海面下の礁地形を描画にて再現する。

銘 板：あり (縮尺・方位を含む)

展 示 台：木製台枠・アクリルカバー (側面のみ天は開口とする)

そ の 他：長期間の展示および移動に耐えられる強度を確保すること。

### (2) 模型校正

2 回程度とする

### (3) 納品成果品

与論グスク及び周辺地形模型 1 台

専用展示台 1 台

保管用箱 1 個

2 次元図面データ 1 式

業務完了報告書 (CD-ROM データ含) 3 部

## 第7条 検査

作業の主要な段階及び納品前において館担当職員による検査を行う。

- (1) 第 1 表工程②の完了段階において、作成図面の目視確認検査を行う。
- (2) 第 1 表工程③の完了段階において、模型の原型確認検査を行う。
- (3) 第 1 表工程④の完了段階において、彩色等の助言・指導を行う。

工程	内 容	作 業 場 所
①	資料検討	当館
②	模型設計用 2 次元図面作成	受託者作業場
③	造型	受託者作業場
④	表面処理（テクスチャリング、彩色等）	受託者作業場
⑤	専用展示台、保管用箱の作成	受託者作業場
⑥	納品	受託者作業場→当館

第 1 表

#### 第 8 条 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

##### ○契約の主たる部分

契約金額の 50% を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

#### 第 9 条 再委託の相手方の制限

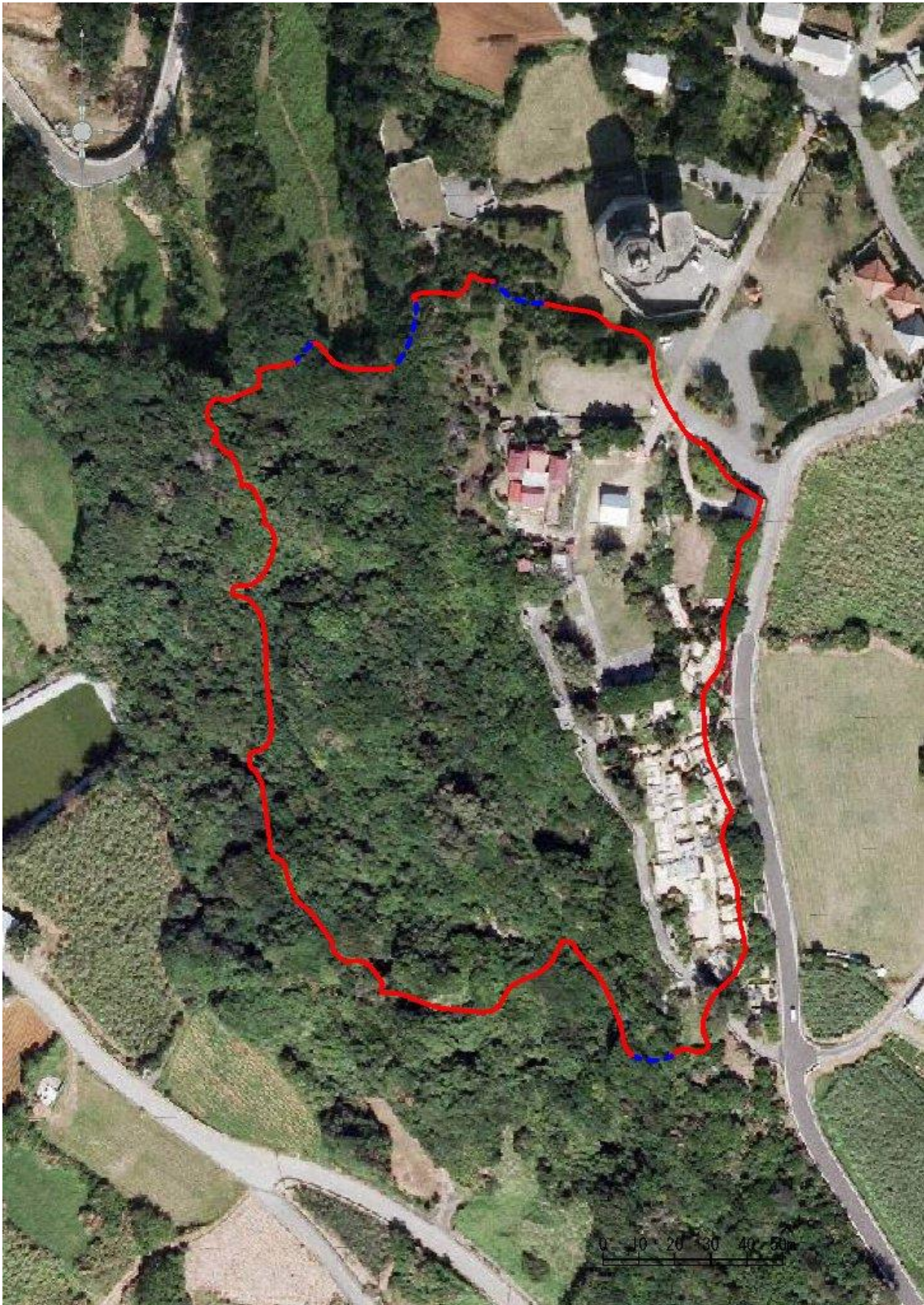
本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

#### 第 10 条 その他

(1) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。

(2) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。作業員も同様である。

(3) 受託者は、業務の成果品を発表及び使用してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

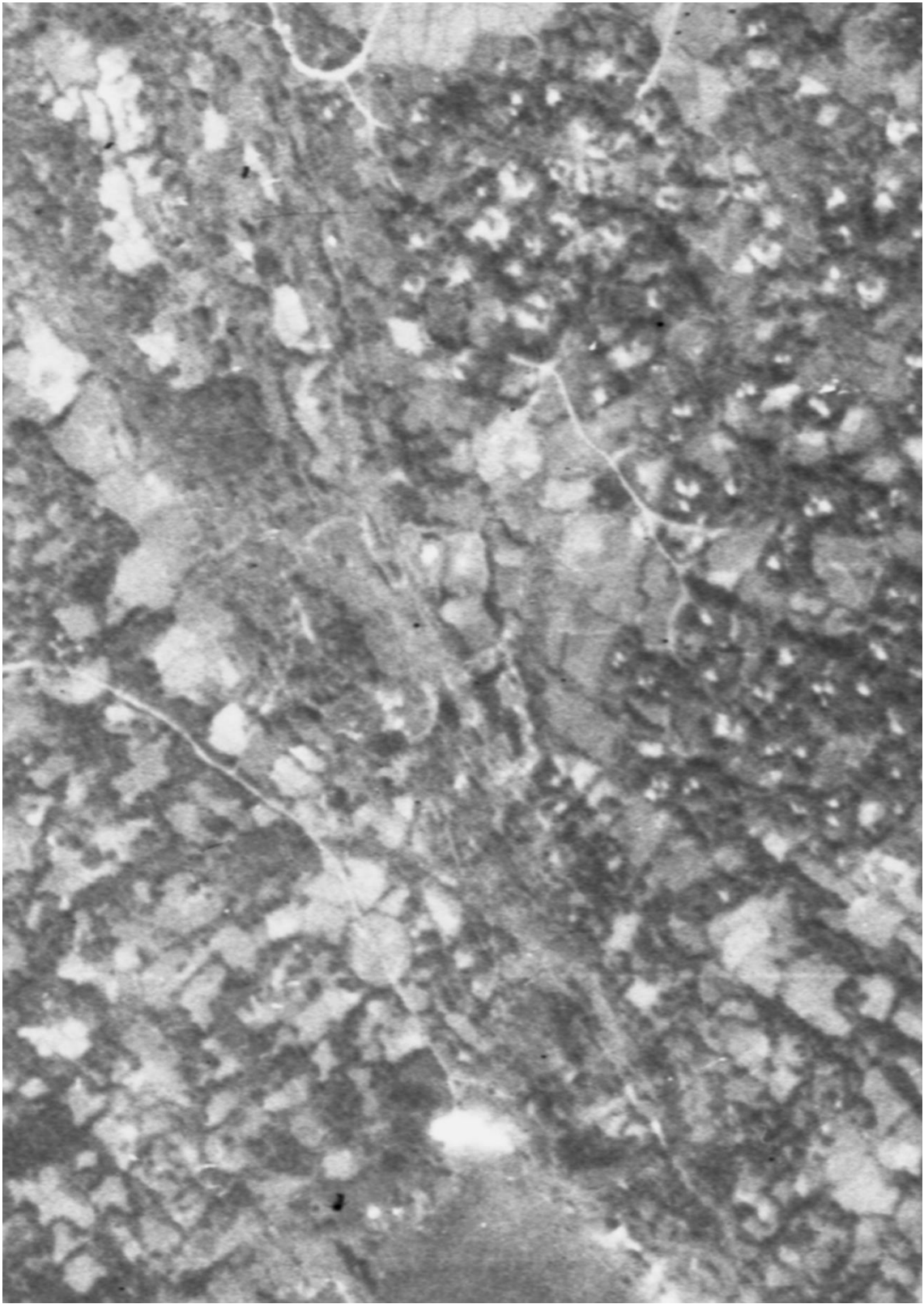


与論グスク及びその周辺の空撮写真





与論グスク縄張り図



与論グスク周辺空撮写真（昭和30年代）